

# 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会定款施行細則

平成28年 3月28日全部変更

平成29年 4月 1日全部変更

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員会

### (評議員の選出)

第2条 定款第6条に定める評議員は、次に定める区分により選出するものとする。

- (1) 住民組織
- (2) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (3) 地域福祉推進に必要な地域の主要な団体
- (4) 事業者関係
- (5) 保健・医療、教育等の関係機関
- (6) 学識経験者

### (評議員会)

第3条 評議員会は定時評議員会と臨時評議員会とする。

2 定時評議員会の開催時期及び付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 3月評議員会
  - ア 事業計画及び収支予算
  - イ 定款第12条に規定する事項
- (2) 6月評議員会
  - ア 事業報告及び決算
  - イ 定款第12条に規定する事項

- (3) 臨時評議員会
  - ア 定款第12条に規定する事項

3 臨時評議員会は、会長が理事会の決議に基づき、又は定款第14条の規定に基づき評議員による開催請求があったとき開催する。

### (決議事項)

第4条 評議員会で決定すべき本会の業務は定款第12条に規定する事項及び本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

### (報告事項)

第5条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果

- (2) 予算の変更に関する専決事項
- (3) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第6条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日までに各評議員に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び必要な資料を添付しなければならない。

(評議員会の開会)

第7条 会長は、会日の定刻に至り、出席した評議員の数を確認し、定款に定めた成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

- 2 開会の後、議長を選出する。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要あるとき、事務局職員等関係者の出席を求め、提出議案及び報告案件の内容について説明させることができる。

(議事録)

第9条 定款第17条に規定する議事録作成にあたって、議長及び選出された評議員は、議事録の正確を期するため適当と認める事務局職員に、評議員会の経過及び結果を記録させることができる。

- 2 議事録には、開催日時及び場所、出席した評議員の氏名、提出された議案の標題議案等に対する協議経過の概要及び決議の結果を記載し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席の評議員への報告)

第10条 会長は、評議員会を欠席した評議員に、議事の概要及び決議結果を記録した書面を、当会終了後14日以内に送付するものとする。

### 第3章 評議員の選任及び解任

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、定款第7条の規定により理事会により行う。

- 2 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 定款第7条の規定により、別に評議員選任・解任委員会運営細則で定める評議員選任・解任委員会は、評議員の選任・解任を行う。
- 4 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。
- 5 会長は、第4項の確認を行った後に、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(途中退任)

第12条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(評議員の補充)

第13条 4名以上の評議員が欠けたときは、速やかにこれを補充する。

2 評議員の欠員補充については、定款第9条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第14条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第4章 役員

(会長及び副会長並びに常務理事の選任)

第15条 会長及び副会長並びに常務理事（以下「会長等」という。）の選任については、任期開始後速やかに理事会を開催し、理事の互選により選任する。

(会長の権限)

第16条 定款第21条第2項の規定により、会長は法人を代表し、業務を執行する。

2 会長は前項の事業執行のため、定款第18条第3項及び第19条の規定に基づき常務理事に、業務の執行を命じる。ただし、業務の執行にあたって簡易な事項については、定款第34条の規定に基づき設置する事務局において、専決させることができる。

(理事の選出)

第17条 定款第18条第1項第1号に定める理事は、次に定める区分により選出するものとする。

- (1) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 地域福祉推進に必要な地域の主要な団体
- (4) 事業者関係
- (5) 保健・医療、教育等の関係団体
- (6) 学識経験者

(理事会)

第18条 理事会は、3箇月に1回以上開催する。

2 理事会の付議すべき事項は次のとおりとする。

定款第27条に規定する事項

(決議事項)

第19条 理事会で決議すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 評議員の選任・解任委員の選任及び解任
- (4) 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案
- (5) 基本財産の処分
- (6) 定款施行細則、経理規程等本会の運営に関する重要な規程の制定および変更
- (7) 常務理事等重要な人事
- (8) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
- (9) その他、本会の業務に関する重要事項

(報告事項)

第20条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第27条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の召集)

第21条 理事会は会長が召集日までに書面をもって各理事に通知するものとする。

会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び必要な資料を添付しなければならない。

(理事会の開会)

第22条 会長は、会日の定刻に至り、出席した理事の数を確認し、定款に定めた成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

- 2 開会の後、議長を選出する。

(関係者の出席)

第23条 議長は、必要あるとき、事務局職員等関係者の出席を求め、提出議案及び報告案件の内容について説明させることができる。

(議事録)

第24条 定款第31条に規定する議事録作成にあたって、理事会に出席した会長及び監事は、議事録の正確を期するため適当と認める事務局職員に、理事会の経過及び結果を記録させることができる。

- 2 議事録には、開催日時および場所、出席した理事の氏名、提出された議案の標題議案等に対する協議経過の概要及び決議の結果を記載し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席の理事への報告)

第25条 会長は、理事会を欠席した理事に、議事の概要及び決議結果を記録した書面を、当会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第5章 監事

(監事の選任)

第26条 監事の選任については、法人の目的、役割をよく理解しているとともに、事業活動及び経理事務に精通し、法人と利害関係がなく、公平・公正で適確な監査が執行できる者を選任する。

(監査の実施)

第27条 本会定款39条第1項に規定する書類を会長が作成し、監事に提出した後、速やかに実施する。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第28条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、理事会、評議員会、東近江市長に報告するものとする。

## 第6章 役員の選任

(役員の選任手続)

第29条 役員の選任については、役員の任期満了前、直前の評議員会において次期役員となるべき者を選任しなければならない。

2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

3 次期役員の選任には、評議員の過半数が出席し、各候補者ごとに出席した評議員の過半数の決議を得なければならない。

4 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

5 会長は、第4項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(途中退任)

第30条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(役員の解任)

第31条 理事は、定款第24条の規定に該当する場合には、評議員会の過半数の決議により解任されるものとする。また監事の解任については定款第16条第2項第1号により評議員会の3分の2の決議により解任されるものとする。

(役員の補充)

第32条 3名以上の理事または1名以上の監事が欠けたときは、速やかにこれを補充する。

2 役員の欠員補充については、定款第23条の規定を準用する。

(役員名簿)

第33条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

## 第7章 事務の専決

(事務の専決)

第34条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 規程等の制定、改廃に関すること
- (2) 職員の人事に関すること
- (3) 職員の給与に関すること

- (4) 職員の労務管理、福利厚生に関すること
  - (5) 債権の免除、又は効力の変更に関すること
  - (6) 設備資金の借入に係る契約に関すること
  - (7) 契約に関すること
  - (8) 東近江市、滋賀県社会福祉協議会の補助、受託事業、自主事業の受入等及び既定事業の変更、又はそれに伴う補正予算に関すること
  - (9) 固定資産（基本財産を除く。）の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること
  - (10) 不用品等の売却又は廃棄に関すること
  - (11) 予算上の予備費の支出に関すること
  - (12) 利用者の日常の処遇に関すること
  - (13) 利用者の預り金の管理に関すること
  - (14) 寄付の受け入れに関すること
  - (15) 本会に関する情報の開示に関すること
  - (16) その他の業務に関すること
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

## 第8章 細則の変更

(変更等)

第35条 この細則を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を受けなければならない。

附 則

1. この細則は、平成28年 4 月 1日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成29年 4 月 1日から施行する。

(別表)

業 務 の 種 類	業 務 の 範 囲
1 規程等の制定、改廃に関すること	各種規程（会員規程、委員会規程その他本会の業務に関する重要な事項で、理事会及び評議員会において定めるものを除く。）、要綱・内規等の制定、改廃に関する事項。
2 職員の人事に関すること	職員の人事。
3 職員の給与に関すること	重要、異例に属するものを除く事項。
4 職員の労務管理、福利厚生に関すること	日常的事項。
5 債権の免除、又は効力の変更に関すること	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、業務執行理事が専決する。
6 設備資金の借入に係る契約に関すること	予算の範囲内の事項。 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、業務執行理事が専決する。
7 契約に関すること	1 売買、賃貸借、請負その他の契約で次の様な軽微なものとし、その予定価格が800万円を超えないもの。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。 ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 イ 施設整備の保守管理、物品の修理等 ウ 緊急を要する物品等 2 東近江市、滋賀県社会福祉協議会の補助および受託事業の契約で既定事業予算の範囲内のもの。 3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、業務執行理事が専決する。
8 東近江市、滋賀県社会福祉協議会の補助、受託事業、自主事業の受入等および既定事業の変更、又はそれに伴う補正予算に関すること	年度途中における事業の受入及び既定事業の変更またはそれに伴う補正予算において、緊急を要するもので250万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
9 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること	取得及び改良にあつては1件800万円未満（執行伺い済みのものに限る。）、処分にあつては1件の価格が300万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。 なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、業務執行理事が専決する。
10 不用品等の売却又は廃棄に関すること	損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて1件の価格が250万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある物品を除く。

	なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、業務執行理事が専決する。
11 予算上の予備費の支出に関する事	予算に計上されたもの。
12 利用者の日常の処遇に関する事	日常的事項。
13 利用者の預り金の管理に関する事	日常的事項。
14 寄付の受け入れに関する事	寄付金の募集に関するものを除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
15 本会に関する情報の開示に関する事	定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
16 その他の業務に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成に係る事項。</li> <li>2 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。</li> <li>3 予算の流用に関する事項。</li> </ol>